

会津若松市告示第 122 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、
会津若松市河東町地内の字の区域を別紙のとおり画定するので、同
条第 2 項の規定により告示する。

なお、当該字の区域の画定は、土地改良法（昭和 24 年法律第 195
号）第 89 条の 2 第 10 項において準用する同法第 54 条第 4 項の規定に
よる換地処分の公告があった日の翌日から生ずる。

令和 2 年 9 月 24 日

会津若松市長 室 井 照 平

この写しは原本と相違ありません

令和 2 年 9 月 30 日

会津若松市長 室井照平



新たな字名 同左に包含される区域

河東町倉橋 河東町倉橋 1 から 4 まで、 6 から 64 まで、 71、 72、
字新槻木 字逆才 73 の 1 から 73 の 3 まで、 74 から 77 まで、
78 の 1、 78 の 2、 79、 80 の 1、 80 の 2、
81 から 116 まで、 118 から 126 まで、 128
から 135 まで、 571 の 3 及びこれらの区
域に隣接介在する道路、水路である公有
地の全部

河東町倉橋 4 から 8 まで、 11 から 22 まで、 28 から 46
字鹿毛作 まで、 49 から 61 まで、 64、 65、 67 から 72
まで、 75 から 90 まで、 93 から 102 まで及
びこれらの区域に隣接介在する道路、水
路である公有地の全部

河東町倉橋 1 から 39 まで、 45 から 104 まで及びこれ
字田中 らの区域に隣接介在する道路、水路であ
る公有地の全部並びに河東町倉橋字槻木
40 に隣接する河東町倉橋字田中の道路で
ある公有地の全部

河東町倉橋 1 から 21 まで、 22 の 1 から 22 の 7 まで、
字石郷 23 から 30 まで、 31 の一部、 32、 34 から 52
まで、 54 から 56 まで、 58 から 62 まで、 64
から 66 まで及びこれらの区域に隣接介在
する道路、水路である公有地の全部

河東町倉橋 4、 8、 10 の 2、 11、 19、 20 の 3

字堂の北

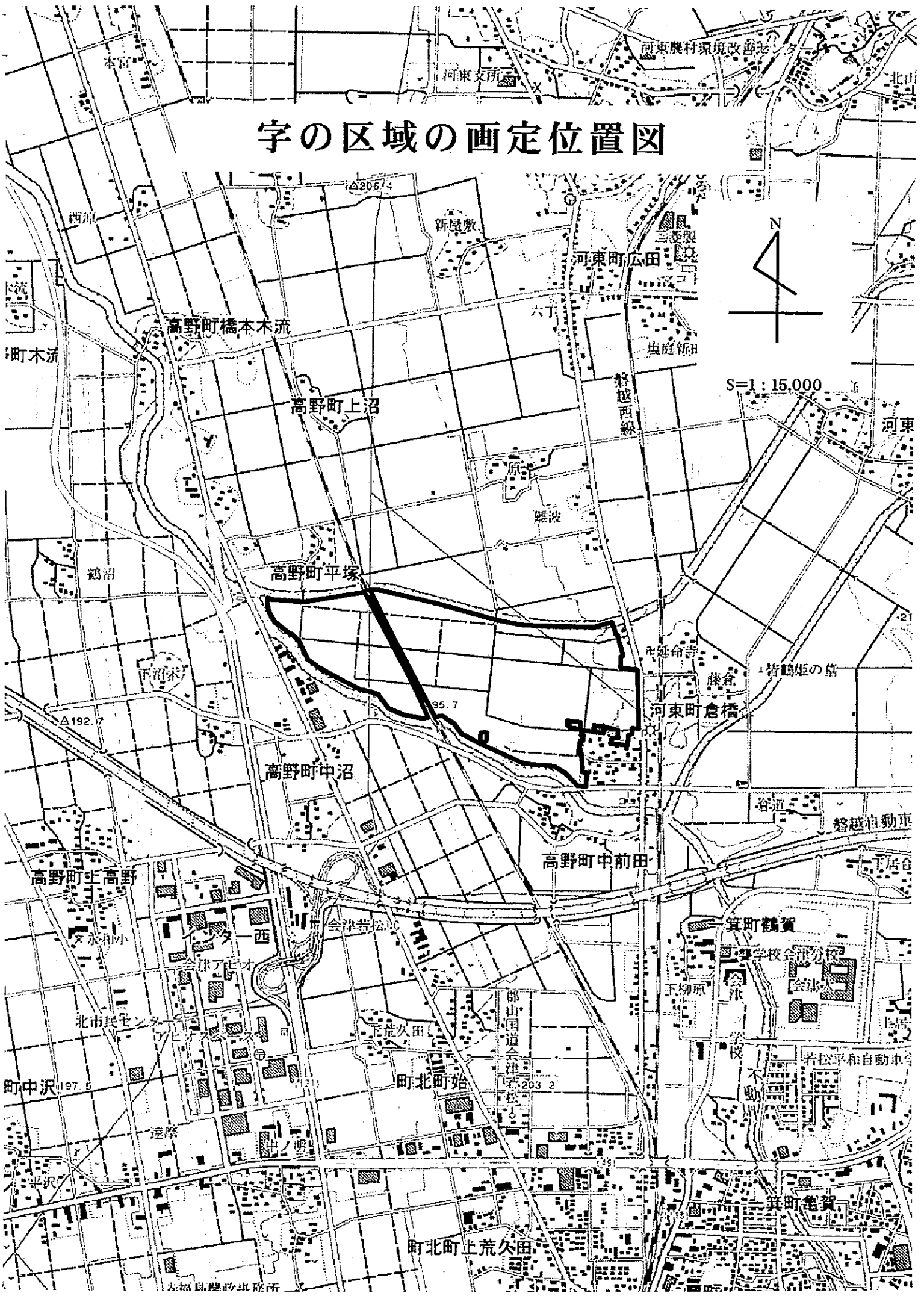
河東町倉橋

1 から 5 まで、6 の 1、6 の 2、7 から

字槻木

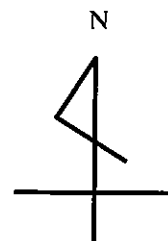
19 まで、20 の 1、20 の 2、21 の 1、22 から 25 まで、40 から 42 まで、47 の 1 の一部、47 の 2、48 の 1 の一部、48 の 2、49、50、52 の一部、53 の 2、54 の 1 の一部、54 の 2、57、59 の 2、76、78 の 2、79、167、168 の 2、169 から 178 まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに 77、78 の 1、80、163 から 165 までに隣接する水路である公有地の全部、河東町倉橋字石郷 60 に隣接する河東町倉橋字槻木の水路である公有地の全部

字の区域の画定位置図

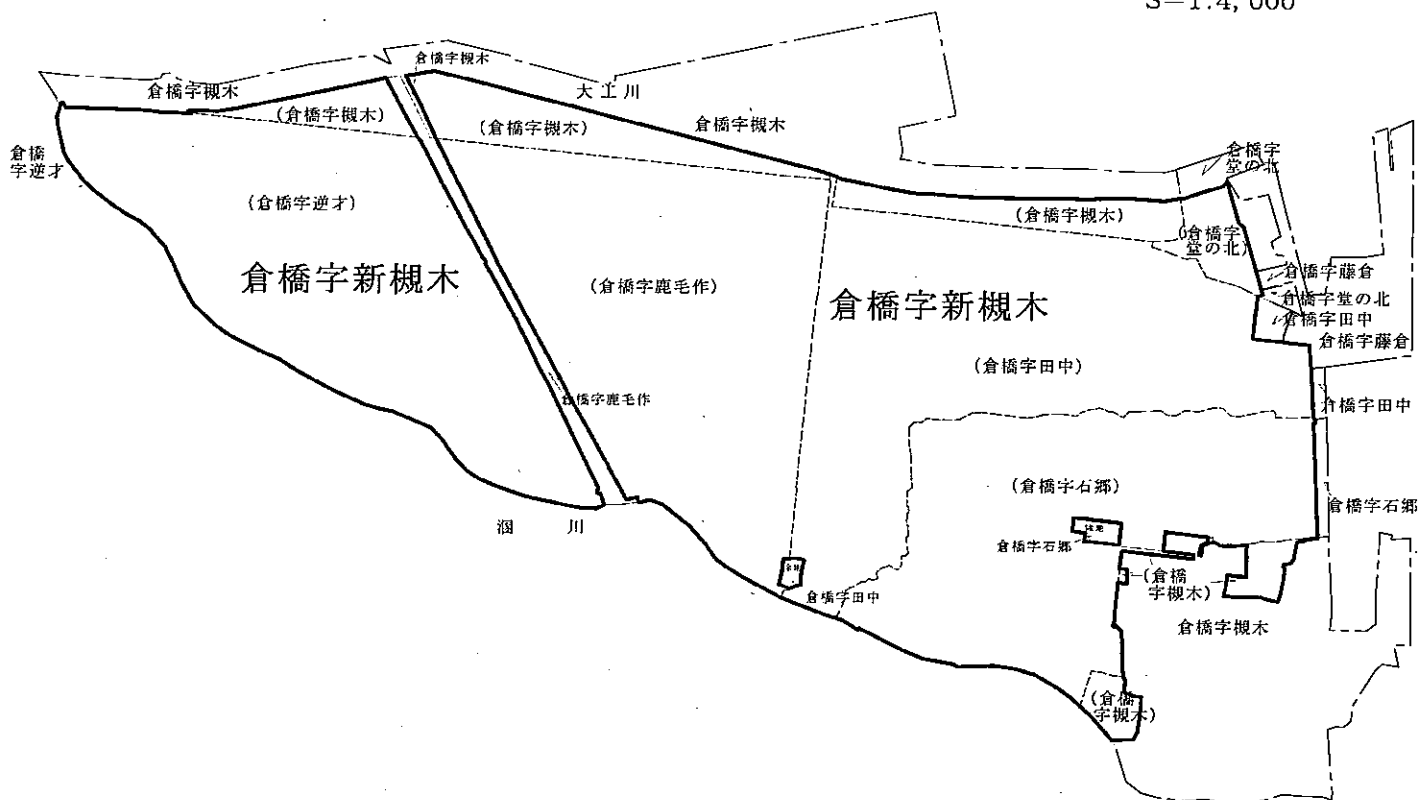


字の区域の画定概略図

会津若松市河東町



S=1:4,000



凡	例
—————	新字界
- - - - -	旧字界
— · — · —	無関係字界
大文字	新字名
(小文字)	旧字名